

総社市告示第86号

総社市スポーツ大会激励金支給要綱（令和元年総社市告示第67号）の一部を次のように改正する。

令和5年6月29日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 激励金の支給対象者は、岡山県大会又は中国大会等の予選会若しくは選考会を経て、又は大会要項等に規定されている標準記録等に到達してスポーツ大会の出場が決定した者であって、当該スポーツ大会に出場する日において<u>次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>市内の小学校、中学校又は高等学校に在学する者</u></p> <p>(2) <u>本市に住所を有する者（次号において「市民」という。）のうち、市外の小学校、中学校又は高等学校に在学するもの</u></p> <p>(3) <u>市民（前2号に該当する者を除く。）</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は支給対象としない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>前項第3号に該当する者のうち、全国大会の出場が決定したもの</u></p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 激励金の支給対象者は、岡山県大会又は中国大会等の予選会若しくは選考会を経て、又は大会要項等に規定されている標準記録等に到達してスポーツ大会の出場が決定した者であって、当該スポーツ大会に出場する日において<u>本市に住所を有するもの及び市内の高等学校に在学するものとする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は支給対象としない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>全国大会の出場が決定した者のうち、市内の小学校、中学校及び高等学校の児童生徒以外のもの</u></p>

附 則

この告示は、公布の日から施行し、出場する日が令和5年4月1日以後のスポーツ大会について適用する。